

空襲被害者等援護法（仮称）の制定を求める意見書

さきの大戦から67年が経過した今日まで、空襲被害者や艦砲射撃、沖縄地上戦などでの民間被害者への救済、補償はなく、放置されている一方で、軍人・軍属には戦後累計52兆円に上る国費で年金、恩給が支給されている。

また、さきの大戦での空襲、艦砲射撃による甚大な被害は、200都市を廃墟にし、死者推定50万人など、被害は全国に及んだ。東京では推計10万人を大きく超える死者、市街地の約70%が廃墟となり、被災者は300万人に上った。

焼夷弾による無差別爆撃で烈風烈火の中を逃げ惑い、橋上や路上で折り重なるようにして窒息死したり、熱さに耐えられず川に飛び込み、川面は溺死体で埋め尽くされるなどの惨状となった。多くの被害者は、この空襲で障がい者となり、今も入退院を繰り返している人、両親、兄弟を亡くして孤児となり、路頭に放り出された人など筆舌に尽くせない悲惨な体験を引きずって今も生きている。被害者は高齢化し「このままでは死ぬに死にきれない」と孫、子の代に戦争の惨禍を繰り返さない平和な日本を手渡そうと頑張っている。

国は、凄惨な空襲の実相を後世に伝える諸資料の積極的な管理や活用もせず、空襲被害の追跡調査や空襲死者、被害者数などの調査もされず放置され、空襲資料館すらない。

国際的には、先進国の多くは軍人・軍属と民間人との区別なく等しく救済、補償されている。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、このような現状を鑑み、我が国においても、このような課題を早急に解決するために「空襲被害者等援護法」（仮称）の制定を強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年12月20日

三鷹市議会議長 白 鳥 孝